

地方機関のあり方を見直します

市町村合併が進められている中、今後の県の役割を考えると、補完機能は市町村の規模・能力の拡大に伴い縮小し、広域的機能はさらに重要になると考えられ、これらの変化に対応した執行体制の再編が必要となります。

また、本県の財政状況は、構造的な収支不足に加えて、景気低迷の影響による県税収入の落ち込み、さらには三位一体改革のうち財源保障機能を持つ地方交付税の縮小が急激に進められたことにより、危機的な状況にあり、県の組織・人員のスリム化が早急の課題となっています。

県の地方機関については、昭和47年度からの総合事務所時代に概ね現在の配置・所管区域として以来30年余、基本的に変更していません。その間、交通網や通信網の整備などにより生活圏は拡大し、市町村は権限移譲や合併などにより機能が拡大するなど、大きく状況変化が起きている。

これからの地方機関は、県民の利便性と業務の現場性に配慮しつつ、本庁と市町村の間においてその役割分担を明確にし、次の表のとおり簡素な執行体制に再編する必要があると考えています。

総務事務所の再編～県民センターの設置～	健康福祉センターの再編	農林振興センターの再編	土木建築事務所の再編
<p>総務事務所の機能を改編集約し、県東部と県西部の2か所に県民センターを設置する。その所管する事務のうち県民の利便性に配慮が必要なものについては、圏域単位に事務所を配置して行う。</p>	<p>健康福祉センターの名称を廃止する。福祉事務所については、県が分担する町村部の生活保護などの業務を隠岐及び県東部と県西部の3か所に集約して行う。保健所については、法令により二次医療圏単位に1か所は置くこととされているため、機能を整理した上で当面7か所存置する。保健所支所(能義、黒木)については、本所に統合する。</p>	<p>振興業務(振興計画・奨励事業・許認可)については、県東部と県西部に集約してセンターを配置する。農業・林業普及と農業・林業土木については、現場性が高いため圏域単位に農林事務所を配置して行う。地域農業普及部については、縮小(安来、大田)又は統合(仁多、掛合、津和野)する。</p>	<p>工務、用地、維持管理部門については、現場性が高く、占用許可など県民の利便性に配慮が必要なため、現在の7事務所4事業所で実施する。建築部門については、建築確認業務を担う市の拡大により6事務所を実施する。出張所(頓原、匹見、六日市)については、本所に統合する。</p>
<p>隠岐支庁県民局</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税(納税) 地域振興 防災・選挙・旅券・情報公開 隠岐圏域地方機関の庶務・出納 <p>東部県民センター【松江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税(隠岐を含む県東部の課税・松江圏域の納税) 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和(松江圏域のみ) 松江圏域地方機関の庶務・出納 雲南事務所【木次町】 納税 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和 雲南圏域地方機関の庶務・出納 出雲事務所【出雲市】 納税 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和 出雲圏域地方機関の庶務・出納 <p>西部県民センター【浜田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税(県西部の課税・浜田圏域の納税) 地域振興 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和(浜田圏域のみ) 浜田圏域地方機関の庶務・出納 県央事務所【大田市】 納税 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和 県央圏域地方機関の庶務・出納 益田事務所【益田市】 納税 防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和 益田圏域地方機関の庶務・出納 	<p>隠岐支庁健康福祉局</p> <ul style="list-style-type: none"> (隠岐保健所) <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 (隠岐福祉事務所) <ul style="list-style-type: none"> 生活保護等 母子相談 <p>松江保健所【松江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 <p>雲南保健所【木次町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 <p>出雲保健所【出雲市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 <p>県央保健所【大田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 <p>浜田保健所【浜田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 <p>益田保健所【益田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医事難病 地域保健・精神保健 衛生指導 環境保全 	<p>隠岐支庁農林局</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 東部農林振興センター【松江市】 <ul style="list-style-type: none"> 農業・林業振興(地方機関で実施すべき調整機能を含む) 農業普及・土木(松江圏域のみ) 林業普及・土木(松江圏域のみ) 雲南農林事務所【木次町】 <ul style="list-style-type: none"> 農業普及・土木 林業普及・土木 出雲農林事務所【出雲市】 <ul style="list-style-type: none"> 農業普及・土木 林業普及・土木 松江家畜保健衛生所【東出雲町】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 出雲家畜保健衛生所【出雲市】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 西部農林振興センター【浜田市】 <ul style="list-style-type: none"> 農業・林業振興(地方機関で実施すべき調整機能を含む) 農業普及・土木(浜田圏域のみ) 林業普及・土木(浜田圏域のみ) 県央農林事務所【川本町】 <ul style="list-style-type: none"> 農業普及・土木 林業普及・土木 益田農林事務所【益田市】 <ul style="list-style-type: none"> 農業普及・土木 林業普及・土木 江津家畜保健衛生所【江津市】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 益田家畜保健衛生所【益田市】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 	<p>隠岐支庁土木建築局</p> <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地 維持管理 建築 島前事業部 松江土木建築事務所【松江市】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地(安来市・能義郡を除く松江圏域) 維持管理(安来市・能義郡を除く松江圏域) 建築 広瀬土木事業所【広瀬町】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 木次土木事務所【木次町】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地(仁多郡を除く雲南圏域) 維持管理(仁多郡を除く雲南圏域) 仁多土木事業所【仁多町】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 出雲土木建築事務所【出雲市】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地 維持管理 建築 川本土木建築事務所【川本町】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地(大田市・瀬戸郡を除く県央圏域) 維持管理(大田市・瀬戸郡を除く県央圏域) 建築 大田土木事業所【大田市】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり 浜田土木建築事務所【浜田市】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地 維持管理 建築 益田土木建築事務所【益田市】 <ul style="list-style-type: none"> 工務・用地(鹿足郡を除く益田圏域) 維持管理(鹿足郡を除く益田圏域) 建築 津和野土木事業所【津和野町】 <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり
平成18年4月1日実施	平成17年4月1日実施	平成17年4月1日(地域農業普及部の縮小・統合) 平成19年4月1日(それ以外)	平成17年4月1日(出張所の廃止、建築部門の統合)

ご意見を募集しています【地方機関見直し報告パブリックコメント】

- | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 意見募集期間
平成16年4月5日(月)～平成16年5月6日(木) | 2 報告書の公開方法
・ 県ホームページに掲載しています。
・ 県政情報センター、県政情報コーナーに備えています。 | 3 ご意見の提出方法
・ 県ホームページ、郵送、ファックス、電子メール
・ 電話によるご意見は受け付けておりません。 | 4 資料請求先及びご意見提出先
下記お問い合わせまで |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|

【お問い合わせ】島根県総務部人事課新行政システム推進室
〒690-8501 松江市殿町1 TEL 0852-22-6313 FAX 0852-22-5024 E-mail shingyosei@pref.shimane.jp